

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市がんばる地域支援金
補助事業等の標目	地域の発展、活性化及び地域が抱える諸課題の解決に取り組む区及び自治会に対して支援金を交付することにより、区及び自治会の主体的な取組を後押しし、もって地域力の向上を図る。
補助事業等の対象者	市内の区及び自治会
補助対象経費	<p>1 地域の発展・活性化事業 地域の発展、魅力の発見及び発信又は活性化に資する事業として、区又は自治会が新たに実施する事業（新たな事業と同等の水準であると市長が認めるリニューアル事業（以下「リニューアル事業」という。）を含む。）に要する経費のうち、次に掲げる経費以外のもの</p> <p>(1) 区又は自治会の運営費、人件費、施設の維持管理費その他の経常的経費 (2) 当該事業に関係のない施設、備品等の整備又は購入に係る経費 (3) 資格取得等専ら個人の利益に係る経費 (4) その他市長が不相当と認める経費</p> <p>2 課題解決ハード事業 地域が抱える課題の解決に資する事業として、区又は自治会がその管理する施設（付随する備品、土地、樹木等を含む。以下同じ。）又は所有する備品について行う維持若しくは修繕に要する経費であって、当該経費が10万円以上となるもの。ただし、次に掲げる施設及び備品に係る維持又は修繕に要する経費は除く。</p> <p>(1) 公民館 (2) 防犯灯 (3) 防災施設 (4) 消防施設 (5) ゴミステーション（関係備品を含む。） (6) 温泉施設 (7) 神社、祭事に係る備品その他これらに類するもの (8) 市（市教育委員会その他実施機関を含む。）の所管に属するもの (9) その他市長が不相当と認めるもの</p>

<p>補助金等の額及びその算定方法又は補助率</p>	<p>1 地域の発展・活性化事業  (1) 予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業ごとに、それぞれ当該各号に定める額の合計額とし、300,000円（リニューアル事業は、200,000円）を上限とする。  ① ソフト事業 補助対象経費の5分の4以内の額  ② ハード事業 補助対象経費の4分の3以内の額  (2) 前号に掲げる事業の実施により参加費、協賛金その他市長が控除すべきと認める収入（以下「事業収入」という。）が生じた場合における支援金の額は、補助対象経費から事業収入の額を控除して得た額を超えない額とする。</p> <p>2 課題解決ハード事業  予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とし、300,000円を上限とする。</p> <p>3 算定した支援金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】  事業に関わる着手費用の負担軽減を図ることで、主体的な地域活動を促進し、地域の活性化につなげるため。</p>
<p>補助事業等の評価</p>	<p>補助事業者等からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。</p>
<p>補助事業等の開始時期</p>	<p>平成29年4月1日</p>
<p>補助事業等の終了時期</p>	<p>令和10年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】  地域が抱える諸課題の多くは、短期間で解決が困難であり、解決に向けて区及び自治会の主体的な取組を継続して後押しする必要があるため、補助金の内容について適宜見直しを行いながら継続実施する。</p>
<p>情報の公表の方法等</p>	<p>補助事業者等、補助金等の額、補助事業の効果及び評価を諏訪市ホームページで公表する。</p>
<p>その他</p>	<p>1 次に掲げる事業については、この取扱基準による支援金の交付の対象から除くものとする。  (1) 市の他の補助制度による補助の対象となる事業  (2) 国、長野県その他団体から補助を受けている事業  (3) 過去に市から補助を受けて実施した事業（この取扱基準による支援金の交付を受けた事業を含む。）で3年を経過していないもの</p> <p>2 同一の区又は自治会が同一年度内に支援金の交付を受けることができる回数は、地域の発展・活性化事業及び課題解決ハード事業別にそれぞれ1回とする。ただし、地域の抱える諸課題の解決のため、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 同一の区又は自治会がリニューアル事業として支援金の交付を受けることができる回数は、同一事業につき1回を限度とする。</p> <p>4 課題解決ハード事業に係る支援金の交付を受けることができる者は、過去3年以内に当該支援金の交付を受けていないものとする。</p>

<p style="text-align: center;"><b>提 出 書 類</b></p>	<p>1 支援金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業及び収支の計画が記載された書類</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 補助事業等が完了した者は、補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付し、事業が完了した日から2月を経過する日又は事業を実施した年度の3月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業の内容、成果及び収支の状況が記載された書類</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p style="text-align: center;"><b>担 当 部 署</b></p>	<p>諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係</p>

平成29年 3月15日 制定 (平成29年 4月 1日 施行)

令和 2年 3月16日 一部改正 (令和 2年 4月 1日 施行)

令和 4年 3月16日 一部改正 (令和 4年 4月 1日 施行)

令和 7年 3月18日 一部改正 (令和 7年 4月 1日 施行)

令和 8年 3月23日 一部改正 (令和 8年 4月 1日 施行)